

さいたま市告示第 1726 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定に基づき、自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第 65 条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和 7 年 11 月 14 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退した医療機関

- ・ 別紙のとおり

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

(別紙)

辞退した医療機関

医療機関の名称	住所	医療の種別	担当する医療	辞退年月日
まつうら矯正歯科 医院	さいたま市浦和区 仲町 2 - 1 6 - 5	育成医療・更生医 療	歯科矯正	令和 7 年 1 0 月 3 1 日